



障がいのある人への虐待防止について

令和3年度 集団指導

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

目次

- 1 虐待防止に関する法律
- 2 障害者虐待防止法について
- 3 障がい者虐待への対応
- 4 札幌市の通報・相談窓口
- 5 通報・届出等、虐待認定の件数(令和2年度)
- 6 虐待の事例

1 虐待防止に関する法律

(1) 虐待防止法の種類

ア 児童虐待の防止等に関する法律

平成12年5月公布（児童虐待防止法）

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月公布（DV防止法）

ウ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

平成17年11月公布（高齢者虐待防止法）

エ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

平成23年6月公布（障害者虐待防止法）

1 虐待防止に関する法律

(2) 虐待防止法の内容と違い

	児童 虐待防止法	D V 防止法	高齢者 虐待防止法	障害者 虐待防止法
虐待者	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者 ・保護者以外の同居人 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者（事実婚を含む） ・元配偶者 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者 ・養介護施設従事者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者 ・障害者福祉施設従事者等 ・使用者
虐待の 類型	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待 ・性的虐待 ・心理的虐待 ・放棄・放任 	身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待 ・性的虐待 ・心理的虐待 ・放棄・放任 ・経済的虐待 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待 ・性的虐待 ・心理的虐待 ・放棄・放任 ・経済的虐待
通報、通告 義務	虐待を受けたと思われる児童を発見した者	配偶者から暴力を受けている者を見つけた者（努力義務）	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた者（生命や身体に重大な危険が生じている場合 ・養介護施設従事者等 	虐待を受けたと思われる障害者を見つけた者

2 障害者虐待防止法について

(1) 障害者への虐待の禁止〈第3条〉

何人も、**障害者**に対し、虐待をしてはならない

● **障害者**とは〈第2条第1項〉

「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と規定されており(障害者基本法第2条第1号)、**あらゆる障害をお持ちの方**が対象

2 障害者虐待防止法について

(2) 「障害者虐待」の定義〈第2条第2項〉

障害者に対する虐待のうち、「**障害者虐待**」については以下のように定義されている。

ア **養護者**による障害者虐待

イ **障害者福祉施設従事者等**による障害者虐待

ウ **使用者**による障害者虐待

2 障害者虐待防止法について

(2) 「障害者虐待」の定義〈第2条第2項〉

ア 養護者とは〈第2条第3項〉

障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

- 身近の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている家族、親族、同居人、知人
- 同居していなくても現に身近の世話をしていれば養護者

※ 経済的虐待については、養護者に限らず、障がい者の親族による行為も含まれる

2 障害者虐待防止法について

(2) 「障害者虐待」の定義〈第2条第2項〉

イ 障害者福祉施設従事者等とは〈第2条第4項〉

障害者総合支援法等に規定する障害者福祉施設、障害福祉サービス事業、相談支援事業等に係る業務に従事する者

※ 障害者総合支援法に規定されていない居住サービス(障がい者共同住宅など)は、養護者虐待の取扱い

2 障害者虐待防止法について

(2) 「障害者虐待」の定義〈第2条第2項〉

ウ 使用者とは〈第2条第5項〉

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

- ※ 派遣労働者による役務の提供を受ける事業主は含まれるが、国及び地方公共団体は含まれない
- ※ 就労継続支援A型事業所は、障害者福祉施設従事者等、使用者の両方に該当

2 障害者虐待防止法について

〔参考〕障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」(厚生労働省作成)から

(参考)障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障がい者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別に整理

年齢	所在 場所	福祉施設・事業						企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保険法等	児童福祉法				
		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、GH等含む)	相談支援事業所	高齢者施設等 (入所系、通所系、訪問系、居住系等含む)	障害児通所支援事業所	障害児入所施設等(注3)	障害児相談支援事業所		
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援 (区保健福祉部・札幌市) (注1)			-	障害者虐待防止法 ※省令で規定 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)	児童福祉法 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道) (注4)	障害者虐待防止法 ※省令で規定 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)		
18歳以上65歳未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援 (区保健福祉部)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)	-	【20歳まで】(注2)	【20歳まで】		障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (北海道労働局)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置 (施設長)
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援 (区保健福祉部)			【特定疾病40歳以上】					
				高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)	-	-	-		

(注1) 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の対象にもなる。

(注2) 放課後等デイサービスのみ

(注3) 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等(児童福祉法第33条の10)

(注4) 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象となる。

2 障害者虐待防止法について

(3) 障害者虐待の類型〈第2条第6～8項〉

ア 身体的虐待

イ 性的虐待

ウ 心理的虐待

エ 放棄・放任(ネグレクト)

オ 経済的虐待

2 障害者虐待防止法について

(3) 障害者虐待の類型〈第2条第6～8項〉

ア 身体的虐待

- ① 身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加えること
- ② 正当な理由なく身体を拘束すること

【具体例】

平手打ち、殴る、蹴る、壁に叩きつける、やけどや打撲させる、物を投げつける、移動時に無理に引きずる、身体拘束など

さらに、以下のような行為も身体的虐待になる可能性がある

- ・ 裸で風呂場に放置した
- ・ 寒空にベランダへ締め出した
- ・ 食が細い障がい者に、栄養を取らせないといけないと思い、無理やり食事を口に入れ食べさせた
- ・ 利用者とプロレスごっこをした

2 障害者虐待防止法について

(3) 障害者虐待の類型〈第2条第6～8項〉

ア 身体的虐待

- 正当な理由のない身体拘束 ⇒ 身体的虐待に該当

【具体例】

車いすやベッドに縛り付ける、ミトン型の手袋をつける、介護衣(つなぎ服)を着せる、利用者を押さえつけて行動を制限する、向精神薬を服用させる、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する など

- ・ 正当な理由となる3要件…①切迫性、②非代替性、③一時性
- ・ やむを得ず行う場合には
 - ⇒ 組織による決定と個別支援計画への記載
 - ⇒ 本人・家族への十分な説明
 - ⇒ 身体拘束を行った場合の必要事項の記載

2 障害者虐待防止法について

(3) 障害者虐待の類型〈第2条第6～8項〉

イ 性的虐待

- ① わいせつな行為をすること
- ② わいせつな行為をさせること

【具体例】

性交、性器への接触、裸にする、キスする、わいせつな言葉を言う、わいせつな映像を見せる、更衣やトイレ等の場面ののぞいたり映像を撮影する など

※ 表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうか見極める必要がある

2 障害者虐待防止法について

(3) 障害者虐待の類型〈第2条第6～8項〉

ウ 心理的虐待

- ① 著しい暴言を行うこと
- ② 著しい拒絶的な対応を行うこと
- ③ 不当な差別的言動を行うこと(施設従事者等・使用者)
- ④ その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

【具体例】

「バカ」「あほ」等侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、人格をおとしめる扱いをする、意図的に無視する など

2 障害者虐待防止法について

(3) 障害者虐待の類型〈第2条第6～8項〉

エ 放棄・放任(ネグレクト)

- ① 障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置を行うこと
- ② 同居人、他の利用者や労働者よるア～ウの行為と同様の行為を放置すること
- ③ その他障がい者の養護を著しく怠ること(養護者・施設従事者等)
- ④ ①～③に準ずる行為を行うこと(使用者)

【具体例】

食事や水分を十分に与えず栄養状態が悪化、あまり入浴させない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、つめや髪が伸び放題、室内の掃除をしない、ごみの放置された部屋で生活させる、病気やけがをしても受診させない、学校に行かせない、必要な福祉サービスを受けさせなかったり制限する、同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する など

2 障害者虐待防止法について

(3) 障害者虐待の類型〈第2条第6～8項〉

オ 経済的虐待

- ① 財産を不当に処分すること
- ② 不当に財産上の利益を得ること

【具体例】

年金や賃金を渡さない、同意なしで財産や預貯金を処分・運用、日常生活に必要な金銭を使わせない、同意なしで年金を管理 など

※ 表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうか見極める必要がある

2 障害者虐待防止法について

(4) 通報義務〈法第7条第1項、第16条第1項、第22条第1項〉

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村又は都道府県に通報しなければならぬ

2 障害者虐待防止法について

(4) 通報義務〈法第7条第1項、第16条第1項、第22条第1項〉

ア 公益通報による不利益取扱いの禁止

- 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報を妨げるものと解釈してはならない〈法第16条第3項、法第22条第3項〉
- 通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない〈法第16条第4項、法第22条第4項〉

2 障害者虐待防止法について

(4) 通報義務〈法第7条第1項、第16条第1項、第22条第1項〉

イ 早期発見に向けて

☆参考☆ 障害者虐待発見チェックリスト

「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」
(厚生労働省作成)より

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障害者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

<身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかぼうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

2 障害者虐待防止法について

(4) 通報義務〈法第7条第1項、第16条第1項、第22条第1項〉

イ 早期発見に向けて

<性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわられるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする
- 自傷行為がみられる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりの様子になる、顔の表情がなくなる

2 障害者虐待防止法について

(4) 通報義務〈法第7条第1項、第16条第1項、第22条第1項〉

イ 早期発見に向けて

<放棄・放任のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシャツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているなのに貧しい身なりでお金を使っている様子が見られない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

2 障害者虐待防止法について

(5) 市町村の責務

ア 養護者による障害者虐待

- 通報又は届出を受けた場合の速やかな障害者の安全確認、通報等に係る事実確認、協力者との対応に関する協議〈第9条第1項〉
- 法に基づく措置及びそのための居室の確保〈第9条第2項、第10条〉
- 立入調査の実施〈第11条〉
- 面会の制限〈第13条〉
- 養護者の負担軽減のための相談、指導及び助言〈第14条〉
- 関係機関等の連絡協力体制の整備〈第15条〉

など

2 障害者虐待防止法について

(5) 市町村の役割と責務

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- 通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告〈第17条〉
- 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法または障害者総合支援法に規定する権限の行使〈第19条〉

ウ 利用者による障害者虐待

- 通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知〈第23条〉

2 障害者虐待防止法について

(6) 障害者福祉施設等の設置者等の責務

ア 法の規定〈第15条〉

- 障害者福祉施設従事者等の研修の実施
- 苦情処理体制の整備
- その他の障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置を講ずること

2 障害者虐待防止法について

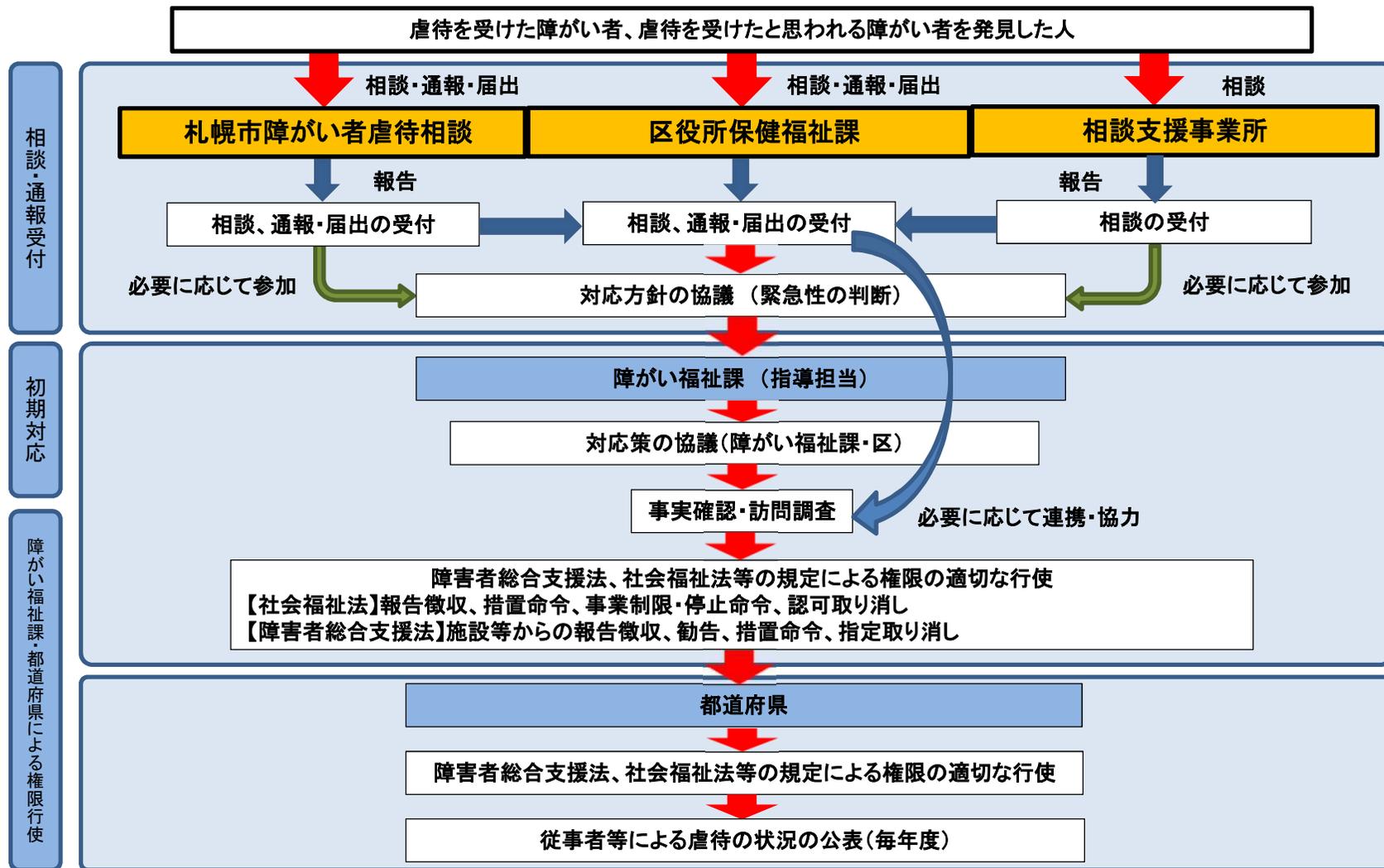
(6) 障害者福祉施設等の設置者等の責務

イ 運営基準(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等)における規定

- 虐待の防止等のための責任者の設置
- 従業者への研修の実施
- 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する(令和3年度まで努力義務→令和4年4月1日から義務化)

3 障がい者虐待への対応

障害福祉施設従事者等による虐待への対応



3 障がい者虐待への対応

障害福祉施設従事者等による虐待への対応

● 実地指導

障害福祉施設従事者等による虐待通報があった場合に実施

- ・ 関係者からの聞き取り
- ・ 書類(運営規程、日誌、個別支援計画、職員の出勤簿、サービス提供の記録等)の確認

※ 虐待の事実は確認できなくても、不適切な運営が見つかれば指導の対象となる(個別支援計画未作成、適正な職員が配置されていない など)

3 障がい者虐待への対応

障がい者虐待の判断に当たってのポイント

- ア 虐待をしているという「自覚」は問わない
- イ 障がい者本人の「自覚」は問わない
- ウ 親や家族の意向が本人のニーズと異なる場合がある
- エ 虐待の判断はチーム(管理職を含めた複数職員)で行う

4 札幌市の通報・相談窓口

(1) 通報・相談窓口

- ★ 札幌市障がい者虐待相談
(札幌市社会福祉協議会に委託)
- ★ 各区役所保健福祉課
- ★ 委託相談支援事業所(市内19か所)

4 札幌市の通報・相談窓口

(2) 札幌市障がい者虐待相談

ア 設置場所

中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター3階

イ 連絡先

- ① 電話：632-7021
- ② FAX：613-5486
- ③ メール：gyakutai@sapporo-shakyo.or.jp

ウ 窓口時間

9:00~19:00（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

エ 夜間・休日（窓口時間外）の緊急連絡先

電話：080-5723-0200

※身体・生命の安全に危険がある場合には、110番または119番に通報してください。

4 札幌市の通報・相談窓口

(3) 受付時の聞き取り内容

ア 虐待の状況

- 虐待の種類や程度、具体的な状況、経過
- 緊急性の有無

イ 障がい者の状況

- 障がい者本人の氏名、居所、連絡先、心身状況、意思表示能力

ウ 障がい者と家族の状況

- 虐待者の状況、虐待者と障がい者の関係
- その他の家族関係

エ 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無

- 障害福祉サービス等の利用の有無
- 家族に関わりのある関係者の有無

オ 通報者の情報

- 氏名、連絡先、障がい者や養護者との関係

5 通報・届出等、虐待認定の件数(令和2年度)

(1) 相談・通報受付件数及び虐待認定件数

(単位:件)

	相談・通報 件数	虐待認定件数 (認定率)	判断に至ら なかった件数
養護者	279	5 (1.8%)	34
施設従事者等	51	14 (27.5%)	15
使用者	10	2 (20.0%)	4
合計	340	21 (6.2%)	53

※ 施設従事者等で4件の未認定ケースあり(令和3年12月末)

※ 使用者による虐待件数は、札幌市を經由せずに北海道労働局で直接受け付けたケースは含めていない。なお、札幌市関連で労働局で受け付けたケースでは8件の虐待が認定されている。

5 通報・届出等、虐待認定の件数(令和2年度)

(2) 相談・通報受付件数の内訳

(単位:件)

	本人	家族親族	近隣知人	医療関係	警察	相談支援 専門員	ナカボツ
養護者	7	1	2	3	247	4	2
施設従事者等	16	7	2	0	1	1	1
使用者	6	0	0	0	0	0	1
合計	29	8	4	3	248	5	4

	事業所設置 /管理者	事業所 職員	事業所 利用者	他事業所 職員	行政職員	その他
養護者	0	11	0	0	1	1
施設従事者等	9	6	1	3	0	4
使用者	0	0	0	1	0	2
合計	9	17	1	4	1	7

5 通報・届出等、虐待認定の件数(令和2年度)

(3) 虐待認定件数の内訳

ア 被虐待者の障がい種別(重複あり)

(単位:件)

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他
養護者	0	4	2	0
施設従事者等	3	9	4	0
使用者	0	0	1	0
合計	3	13	7	0

5 通報・届出等、虐待認定の件数(令和2年度)

(3) 虐待認定件数の内訳

イ 虐待の内容(重複あり)

(単位:件)

	身体的	性的	心理的	放棄 放任	経済的
養護者	3	0	1	2	0
施設従事者等	3	4	5	1	2
使用者	0	0	0	0	1
合計	6	4	6	3	3

6 虐待の事例

(1-1) 施設従事者等からの虐待〈介護系〉

ア 施設入所支援における生活支援員からの**身体的虐待**

- 被虐待者 … 30代、男性、知的障がい
- 通報者 … 当該施設・事業所 職員・元職員

① 通報内容

自室で放尿した本人に腹を立てた職員が、本人を引きずりまわし、プロレス技をかけた。このような行為は以前から複数回行われていた。

② 虐待の有無の判断

職員が利用者に対して複数回暴行してけがを負わせたことを認めたことから、身体的虐待と認定した。

③ 対応内容

法人に対し、人格を尊重したサービスの提供、虐待の防止のための措置、適切な介護等について文書による指導を行った。なお、事案の重大性から、事業者の指定の一部効力停止3か月の措置が取られた。

6 虐待の事例

(1-1) 施設従事者等からの虐待〈介護系〉

イ 重度訪問介護におけるヘルパーからの**身体的虐待**

- 被虐待者 … 30代、男性、身体障がい・知的障がい
- 通報者 … 報道により判明

① 通報内容

ヘルパーが本人の顔面などを複数回殴り死亡させた。

② 虐待の有無の判断

虐待者は暴行を認めており、死体検案書では外因死と診断されていることから、暴行により死に至った可能性が極めて高く、身体的虐待と認定した。なお、事業所の運営体制について、本人の傷やあざに関して内容の検討や対応が行われていない、虐待防止の責任者を選定していないなど極めて不適切なものであり、重大事案が発生した要因は事業者側にもあると判断される。

③ 対応内容

法人に対し、人格の尊重、虐待の防止、管理者等の責務、事故発生時の対応等について文書による指導を行った。なお、事案の重大性から、事業者の指定の全部効力停止6か月の措置が取られた。

6 虐待の事例

(1-1) 施設従事者等からの虐待〈介護系〉

ウ 施設入所支援における生活支援員からの**心理的虐待**

- 被虐待者 … 60代、男性、知的障がい
- 通報者 … 当該施設・事業所 設置者・管理者

① 通報内容

支援員が本人の課題を奪って逃げたところ、本人が追いかけたものの追いつかないため、「ちくしょう」と言ってものを床に投げつけ、それを見ていた支援員が笑っていた。

② 虐待の有無の判断

支援員はコミュニケーションの一環と主張しているが、利用者に嫌がらせをして反応をおもしろがっていると判断せざるを得ず、本人の尊厳を著しく傷つける侮辱行為であり、心理的虐待と認定した。

③ 対応内容

法人に対し、利用者の立場に立ったサービスの提供、計画的な研修の開催、検討会議による対応の分析、当該支援員の振る舞いに関して注視することについて文書による指導を行った。

6 虐待の事例

(1-1) 施設従事者等からの虐待〈介護系〉

エ 居宅介護におけるヘルパーからの**経済的虐待**

- 被虐待者 … 40代、男性、身体障がい
- 通報者 … 当該施設・事業所 設置者・管理者

① 通報内容

外出介助中にヘルパーがトイレに行くと言って本人から離れ、本人のキャッシュカードを許可なしに使用してATMで金銭を引き出した。

② 虐待の有無の判断

本人に求めることができない金銭を同意なく引き出して支配下に置いたことから、経済的虐待と認定した。

③ 対応内容

法人に対し、研修やマニュアル整備により再発防止に取り組むこと、金銭の取り扱いを含めた支援方法の整理をすること、記録は正確に作成して管理者等が確認することについて文書による指導を行った。

6 虐待の事例

(1-1) 施設従事者等からの虐待〈介護系〉

オ 施設入所支援における生活支援員からの**心理的虐待**

- 被虐待者 … 40代、男性、知的障がい
- 通報者 … 当該施設・事業所 設置者・管理者

① 通報内容

施設の脱衣場にて、支援員が本人に対して暴言を吐いていた。なお、施設長あてに郵送されたUSBメモリにて音声データを確認。

② 虐待の有無の判断

虐待者からの聞き取りしかできないが、音声データも存在し、記録された内容が事実であることを虐待者が認めた。「キチガイだ」という発言はその言葉自体が障がい者に対する差別的言動であると言えることから、心理的虐待として認定した。

③ 対応内容

本人は居住地特例の支給決定者であり、事業者の指導権限のある北海道への虐待認定の報告と併せて、事業者の問題点について情報提供を行った。

6 虐待の事例

(1-1) 施設従事者等からの虐待〈介護系〉

カ 短期入所における管理者からの**身体的虐待**

- 被虐待者 … 20代、女性、知的障がい
- 通報者 … 当該法人代表者

① 通報内容

管理者が利用者に対して他の利用者の予備薬(リスペリドン)を投薬した。

② 虐待の有無の判断

投薬において他人に処方された薬剤を使用することは不適切な行為であり、記録を作成せず、適切な引継ぎを行っていないなど、虐待者の行為は予備薬が二重に投薬されてしまう危険性がある。さらに、管理者が必要な基準や方針を設定せず、職員の自己判断で記録も残さず投薬を行う方法についても、重大な影響を与える行為であることから、身体的虐待と認定した。

③ 対応内容

法人に対し、適切な支援の方法の検討、記録作成の徹底、投薬に係る取り決めを行うこと等について文書による指導を行った。

6 虐待の事例

(1-1) 施設従事者等からの虐待〈介護系〉

キ 生活介護における生活支援員からの**心理的虐待**

- 被虐待者 … 50代、男性、知的障がい
- 通報者 … 当該施設・事業所 設置者・管理者

① 通報内容

支援員が本人に対して、食事中に「早く食べろ」などと不適切な言動や威圧的態度があつた。

② 虐待の有無の判断

職員が利用者に対して暴言を発したこと、威圧的態をとったことを認めており、心理的虐待を認定した。なお、支援員は、利用者から叩かれることもあるため、自分は悪くないと主張している。

③ 対応内容

本人は居住地特例の支給決定者であり、事業者の指導権限のある北海道への虐待認定の報告と併せて、事業者の問題点について情報提供を行った。

6 虐待の事例

(1-1) 施設従事者等からの虐待〈介護系〉

ク 施設入所支援における生活支援員からの**身体的虐待**

- 被虐待者 … 60歳、男性、知的障がい
- 通報者 … 当該施設・事業所 設置者・管理者

① 通報内容

利用者が口を開けて天井に顔を向けて寝ているときに、生活支援員が本人のあごを押して口を閉じさせ、おでこにデコピンをした。

② 虐待の有無の判断

生活支援員はデコピンを行ったことを認めており、身体的虐待と認定した。なお、生活支援員はデコピンは力を入れてやっていないと説明していることに加え、他の利用者にも不適切な支援を行い、その際に笑っていたなどの証言を施設の職員から得ており、どのような行為が虐待に当たるか認識せずに支援を行っていたと思われる。

③ 対応内容

本人は居住地特例の支給決定者であり、事業者の指導権限のある北海道への虐待認定の報告を行った。

6 虐待の事例

(1-1) 施設従事者等からの虐待〈介護系〉

ケ 重度訪問介護におけるヘルパー**身体的虐待**

- 被虐待者 … 50代、男性、身体障がい
- 通報者 … 当該法人職員

① 通報内容

利用者の部屋が散らかっていたので、ヘルパーが片付けるよう伝えたところ、利用者が反発してヘルパーのガウンを破いたことから、ヘルパーが逆上して利用者の後頭部を叩いた。

② 虐待の有無の判断

ヘルパーが頭を叩いたことは、通報と聞き取りの内容が一致し、防犯カメラの動画による客観的証拠もあり、身体的虐待と認定した。

③ 対応内容

法人に対し、虐待の再発防止に向け、研修の実施等の必要な措置を講ずるよう文書による指導を行った。

6 虐待の事例

(1-1) 施設従事者等からの虐待〈介護系〉

コ 施設入所支援における生活支援員からの**経済的虐待**

- 被虐待者 … 40代、女性、知的障がい
(札幌市の被害者は1名だが、本市外の被害者が複数名いる)
- 通報者 … 不明(匿名)

① 通報内容

預り金出納責任者である生活支援員が、自分の嗜好品や洋服等を購入し、そのレシートを個々の利用者の預り金の帳簿に添付し、あたかも利用者の希望で購入したかのようにしている。

② 虐待の有無の判断

調査の結果、利用者が購入したとは思えないレシートが散見されていること、生活支援員が利用者の預り金を不当に引き出し、嗜好品や洋服等を購入したことを認めたことから、経済的虐待と認定した。

③ 対応内容

本人は居住地特例の支給決定者であり、事業者の指導権限のある北海道への虐待認定の報告を行った。なお、利用者の預り金の被害額は、法人が利用者に全額返還を行い、今後、虐待者に対して請求していくことを確認した。

6 虐待の事例

(1-2) 施設従事者等からの虐待〈居住系〉

ア 共同生活援助における生活支援員からの**心理的虐待**

- 被虐待者 … 40代、男性、知的障がい
- 通報者 … 当該施設・事業所 職員・元職員

① 通報内容

入浴終了時刻を約束させ、守れないと夕食のおかずを隠して後で出す。また、茶碗にご飯の代わりにペーパータオルを丸めて入れ、反応を面白がっている。

② 虐待の有無の判断

支援員は通報の内容を認めているが、食事を隠したのは、他の利用者が席について待っており、食事が食べられないと不穏になってしまう利用者もいるので、時間がなかったためであると説明している。しかし、ペナルティーを課すために食事を隠すという不適切な行為上に、ペーパータオルを丸めて茶碗に入れるという手の込んだ仕掛けまで用意しており、利用者に嫌がらせをして反応を面白がっていると判断せざるを得ないことから、心理的虐待と認定した。

③ 対応内容

法人に対しては、事故発生時の対応、虐待の防止等に向けた措置(研修、マニュアル策定、風通しの良い職場づくり)等について文書による指導を行った。

6 虐待の事例

(1-2) 施設従事者等からの虐待〈居住系〉

イ 共同生活援助におけるサビ管からの**経済的虐待**

- 被虐待者 … 20代、男性、知的/30代、男性、精神/10代、女性、知的)
- 通報者 … 当該法人職員

① 通報内容

サビ管が利用者3名の預り金や利用料を着服した。

② 虐待の有無の判断

利用者3名の金銭に関しては、利用者自身は使用しておらず、サビ管に金銭が渡って以降、その所在が不明となっている。サビ管は金銭の着服を否認しており、その後、音信不通のため事実確認が困難であるが、事業所からの聞き取りから、利用者の金銭管理はサビ管のみが行っていたことが確認できており、サビ管が着服したものと判断し、経済的虐待と認定した。

③ 対応内容

本件については組織性がなく、事案発生は一時的であり、速やかに改善措置を行っていることから、法人に対し、虐待の通報と事故発生時の対応、人格を尊重したサービスの提供、虐待防止に向けた措置等について文書による指導を行った。なお、事業者は、所在不明の利用者の金銭について返還を行っている。

6 虐待の事例

(1-2) 施設従事者等からの虐待〈居住系〉

ウ 共同生活援助における世話人からの**心理的虐待**

- 被虐待者 … 30代、女性、精神障がい
- 通報者 … 当該施設・事業所 設置者・管理者

① 通報内容

世話人が本人に対して、金銭管理するにあたって、「私の言うことが聞けないのなら金銭管理はしない」と強い口調で威圧的に関わっている。

② 虐待の有無の判断

世話人が本人に対して高圧的に関わっている様子が防犯カメラの動画に記録されていることを確認した。また、世話人が本人に対して「知的障がいがある」「言葉が通じない」などと発言したり、事業所のルールを逸脱した内容で、厳しく生活を制限して指導を行っていたことが確認できたことから、心理的虐待と認定した。

③ 対応内容

法人に対しては、通報及び事故発生時の対応及び人格を尊重したサービス提供、虐待防止に向けた措置、社会生活上の便宜の供与(金銭管理)等について文書にて指導を行った。

6 虐待の事例

(1-2) 施設従事者等からの虐待〈居住系〉

エ 共同生活援助における支援員からの性的虐待

- 被虐待者 … 20代、女性、知的障がい
- 通報者 … 当該法人代表者

① 通報内容

本人とグループホーム支援員との間で性的関係の疑いがある。

② 虐待の有無の判断

本人が妊娠しており、性行為の相手が支援員であるとの件については、支援員からの聞き取りができず、他に客観的証拠もないことから、性的虐待の有無については判断に至らなかった。一方、本人と支援員のLINEのやりとりに性的な内容が含まれていたことについては、当該LINEより確認できており、性的虐待と認定した。

③ 対応内容

法人に対しては、虐待に係る通報及び事故発生時の対応、虐待防止に向けた措置、勤務体制・支援体制の確保等について文書による指導を行った。

6 虐待の事例

(1-2) 施設従事者等からの虐待〈居住系〉

オ 共同生活援助における支援員からの性的虐待

- 被虐待者 … 10代、女性、知的障がい
- 通報者 … 当該法人代表者

① 通報内容

本人が夜勤職員と性行為をした。

② 虐待の有無の判断

防犯カメラの記録から、職員が布団を持ち込む姿や事務室で二人きりになっている時間が確認できており、職員は4回に渡る性行為の事実を認めたことから、性的虐待と認定した。

③ 対応内容

本人は居住地特例の支給決定者であり、事業者の指導権限のある北海道への虐待認定の報告を行い、併せて問題点について情報提供した。なお、本人は産婦人科を受診し、妊娠はしていないことを確認した。また、当該職員は、別の施設において他の利用者に暴行を加えており、警察により送検された。

6 虐待の事例

(1-2) 施設従事者等からの虐待〈居住系〉

カ 共同生活援助におけるサビ管からの性的虐待

- 被虐待者 … 40代、女性、精神障がい
- 通報者 … 当該法人代表者

① 通報内容

安否確認に訪れたサビ管に胸を触られた。また、居室内でサビ管とキスをした。

② 虐待の有無の判断

胸を触られた件については、両者の体が触れたところまでは証言が一致するが、サビ管は抱きついてきた本人を引き離すために押し返したと説明しており、性的虐待の有無について判断に至らなかった。一方、マスク越しにキスをしたことは両者ともに認めており、サビ管の精神的に落ち着かせるためとの主張も、適切なサービスの提供とは言えないことから、性的虐待と認定した。

③ 対応内容

当該法人は、3か月前にも性的虐待で文書指導を受けており、指導の内容について改善を進めるとともに、さらなる改善の余地がないか検討を行うよう改めて文書により指導を行った。

6 虐待の事例

(1-2) 施設従事者等からの虐待〈居住系〉

キ 共同生活援助における支援員からの**身体的虐待**

- 被虐待者 … 60代、男性、身体障がい・知的障がい
- 通報者 … 当該施設・事業所 利用者・元利用者

① 通報内容

本人が食事に対して文句を言ったところ、支援員から「黙って食え」「出て行け」などと言われた。それに対してカチンときて本人が職員にお茶をかけたところ、支援員から思い切り胸を蹴られ、左手も引っかかれた。

② 虐待の有無の判断

支援員は本人を蹴ったことを認めており、本人を蹴ろうとして足を振り上げ、結果として足が当たり打撲を負わせていることから、身体的虐待と認定した。

③ 対応内容

法人に対しては、虐待防止に関して、研修の実施、マニュアルの整備、効果的な取組を行うとともに、今回の事件を振り返るなど事例検討することで、障がいの特性への理解、支援者への適切な対応、利用者への注意方法の見直すことについて文書による指導を行った。

6 虐待の事例

(1-2) 施設従事者等からの虐待〈居住系〉

ク 共同生活援助における世話人からの**経済的虐待**

- 被虐待者 … 30代、女性、精神障がい
- 通報者 … 当該施設・事業所 利用者・元利用者

① 通報内容

世話人に誘われカラオケに行って飲酒し、飲み放題を含む料金を世話人の分まで本人が負担した。その後、世話人におんぶされて自室に戻った後、世話人が本人の布団に入り、身体を触るなど行為をした。

② 虐待の有無の判断

身体的接触の有無について、通報内容と聞き取り内容が異なり、他に客観的証拠もないことから、性的虐待の有無については判断に至らなかった。一方、料金の負担については、通報内容と聞き取り内容が一致しており、世話人の飲食娯楽費を本人が負担する合理的な理由はないことから、経済的虐待と認定した。

③ 対応内容

虐待認定したものだけでなく、認定に至らなかったものについても、不適切な支援実態が確認されており、法人に対しては、改善するよう文書指導を行った。

6 虐待の事例

(1-2) 施設従事者等からの虐待〈居住系〉

ケ 共同生活援助における職員からの心理的虐待、放棄・放任

- 被虐待者 … 20代、男性、知的障がい
- 通報者 … 他の施設・事業所の職員

① 通報内容

2名の職員が利用者に対して注意叱責する場面で、言葉による虐待がある。(録音された音声データの提出があり。)

② 虐待の有無の判断

職員による注意叱責は、使用された言葉が利用者の尊厳を傷つける内容であったり、不適切な方法で支援をほのめかすもので、荒く大きな声で威圧的であり、職員の指示に服従を求めるような強い命令口調であったことから、心理的虐待と認定した。また、虐待を訴えた職員や事業所の他の職員は、普段からこのような問題発言を見聞きしていたと思われるが、利用者の制止行動や上司への報告を行っていないことから、放棄・放任と認定した。

③ 対応内容

法人に対しては、虐待の根絶と適切な支援の提供、支援員同士の連携・協力、従来の再発防止策の検証、研修の実施、ケース検討会議の開催等について勧告を行った。

6 虐待の事例

(1-3) 施設従事者等からの虐待〈就労系〉

※ 使用者からの虐待にも該当

ア 就労継続支援A型における管理者からの**経済的虐待**

- 被虐待者 … 全利用者
- 通報者 … 当該施設・事業所 職員・元職員

① 通報内容

賃金支払日であるにも関わらず、管理者から賃金の振込が間に合わなくなったとの説明があり、賃金の遅配が確定した。

② 虐待の有無の判断

管理者が行っているコンサルティング業において発生したトラブルが原因で、全利用者に対する賃金の遅配を認めため、経済的虐待と認定した。なお、当該月以前にも同様に遅配があったことが判明した。

③ 対応内容

法人に対しては、人格の尊重、虐待防止のための責任者の設置等について文書による指導を行った。なお、北海道労働局では、不払い賃金が支払われたことを確認したことから、是正済みとして是正勧告書を交付した。

6 虐待の事例

(1-3) 施設従事者等からの虐待〈就労系〉

イ 就労継続支援B型における職業指導員からの性的虐待

- 被虐待者 … 10代、女性、知的障がい
- 通報者 … 当該法人代表者

① 通報内容

通所先の就労継続支援B型事業所の職業指導員が、本人の入居しているグループホームに世話人がいなくなった時間を見計らって訪問し、本人と性的関係を持った。その後も週1～2回くらいの頻度で、酒をもって訪問するようになった。

② 虐待の有無の判断

職業指導員は、職員でないと知りえない情報や支援者と利用者という密接な関係を利用し、判断能力が十分でない未成年者と関係を持つに至っているなど、悪質な行為であり、性的虐待と認定した。

③ 対応内容

法人に対しては、利用者の立場に立ったサービスの提供、研修の実施、複数の職員が目が行き届く支援体制、利用者宅への原則訪問禁止等について文書による指導を行った。

6 虐待の事例

(1-3) 施設従事者等からの虐待〈就労系〉

ウ 就労継続支援B型における職業指導員からの**身体的虐待、 心理的虐待**

- 被虐待者 … 40代、男性、知的障がい
- 通報者 … 当該法人代表者

① 通報内容

作業用の銅線を乱雑に扱っていた本人に対して指導員が注意したところ、本人が他の利用者に向かっていったことから、指導員が本人を制止しようとしたが、その際に胸ぐらをつかみ外へ引きずり出して、激しい口調で叱責した。

② 虐待の有無の判断

発生状況を調査したところ、指導員が本人に対して話しかけを拒絶したり、正当な理由なく事業所への通所禁止を激しい口調で浴びせており、行き過ぎた指導として心理的虐待と認定した。また、本人が問題行動をしていないにもかかわらず、胸ぐら等の服を掴みあげる行為は暴行にあたり、外に連れ出した行為も乱暴で著しく不適切であることから、身体的虐待と認定した。

③ 対応内容

施設に対しては、利用者の立場に立ったサービスの提供、計画的な研修の実施、アンガーマネジメントに関する講習の開催等について文書による指導を行った。

6 虐待の事例

(1-3) 施設従事者等からの虐待〈就労系〉

エ 就労継続支援B型における職員からの身体的虐待

- 被虐待者 … 20代、女性、知的障がい
- 通報者 … 相談支援事業所(相談支援専門員)

① 通報内容

本人が職員に次亜塩素酸水を顔にかけられ、職員からわざとでないと言われ謝罪があったものの、本人はわざとかけられたものと思っている。

② 虐待の有無の判断

生活支援員が利用者に対して意図的に次亜塩素酸水を噴霧した行為であり、身体的虐待と認定した。なお、人体に噴霧すべきでない液体を噴霧する行為は心理的虐待にも当たる可能性がある。

③ 対応内容

法人に対して、人格を尊重したサービスの提供及び虐待の防止に向けた措置、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等、事故発生時の対応について文書による指導を行った。

6 虐待の事例

(1-3) 施設従事者等からの虐待〈就労系〉

オ 就労継続支援A型における管理者からの**心理的虐待**

- 被虐待者 … 40代、男性、精神障がい
- 通報者 … 当該施設・事業所 利用者・元利用者

① 通報内容

事業所の所長がアルコールを摂取しており、利用者を恫喝していた。

② 虐待の有無の判断

関係者からの聴取等の結果、管理者が利用者に対し、一方的に威圧的な怒声を放つ言動があったことを確認したことから、心理的虐待と認定した。

③ 対応内容

当該事業所は虐待行為による人格尊重義務違反のほかに、不正請求、虚偽の報告、検査の忌避、不正又は著しく不当な行為があったことから、指定取消しとなった。

6 虐待の事例

(1-3) 施設従事者等からの虐待〈就労系〉

カ 就労継続支援B型における管理者からの**身体的虐待**

- 被虐待者 … 20代、女性、知的障がい
- 通報者 … 相談支援事業所(相談支援専門員)

① 通報内容

管理者が本人に対し1回げんこつした。

② 虐待の有無の判断

管理者が本人の頭部をげんこつで叩いたことは、管理者と被虐待者双方の証言が一致しており、身体的虐待と認定した。

③ 対応内容

実地指導の結果、法人に対し、虐待等の禁止、虐待の防止に向けた措置、事故発生時の対応、個別支援計画の作成等について文書指導を行った。

6 虐待の事例

(1-3) 施設従事者等からの虐待〈就労系〉

キ 就労継続支援A型における職員からの性的虐待

- 被虐待者 … 30代、女性、精神障がい
- 通報者 … 当該施設・事業所 利用者・元利用者

① 通報内容

従業員から無理やり性的行為をさせられた。ロッカー室が男女共用で着替えしているところを見られる。従業員が服を脱いでいるところに入ってきてずっと見ており、着替え中と言っても立ち去ろうとしなかった。

② 虐待の有無の判断

事業所内での性的行為は職員と被虐待者の両者が認めており、性的虐待と認定した。また、被虐待者がロッカー室で着替えしている最中に職員が入室したことについて不快感を伝えており、職員も入室したことを認めていることから、併せて性的虐待と認定した。

③ 対応内容

法人に対しては、勤務体制の確保、苦情解決、虐待防止に向けた必要な体制の構築について、文書による指導を行った。

6 虐待の事例

(1-4) 施設従事者等からの虐待〈児童系〉

ア 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける児発管からの 身体的虐待

- 被虐待者 … 10代、女兒、知的障がい 他利用児童複数
- 通報者 … 当該施設・事業所 職員・元職員

① 通報内容

昼食としてたこ焼きを作った際、児発管がわさびを入れたたこ焼きを複数個作ったうえで児童に食べさせ、うち1名の児童を嘔吐させた。

② 虐待の有無の判断

事業所での聞き取り調査の結果、わさび入りのたこ焼きを複数の児童に食べさせたことが確認されたため、身体的虐待と認定した。

③ 対応内容

実地指導の結果、法人に対し、人格を尊重したサービスの提供、虐待の防止のための措置(研修の実施、虐待防止責任者の設置、虐待防止委員会の設置)について文書による指導を行った。

6 虐待の事例

(1-4) 施設従事者等からの虐待〈児童系〉

イ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける児発管からの 心理的虐待

- 被虐待者 … 10歳未満、男児、障がい種別不明
- 通報者 … 当該施設・事業所 利用者・元利用者

① 通報内容

かずひこ君(仮名)のことを「かずこちゃん」「かずたろう君」など「かず〇〇」と呼び、本人が嫌だと言ってもやめない。また、童謡さっちゃんの替え歌で「かずこって言うんだ…」と歌われたため、自分のことを言われたと傷ついている。

② 虐待の有無の判断

虐待者は言葉遊びのつもりであった、たまたま口ずさんだだけで深い意味はないとの申立てであったが、本人をいじめたり、おとしめたりする意図はないとしても、故意に名前を入れ替えることに客観的・合理的な必要性は認められず、本人が嫌がる行為で泣いて訴えるほどの反応を示していることから、著しい心理的外傷を与える言動と認め、心理的虐待と認定した。

③ 対応内容

実地調査の結果、法人に対し、人格を尊重したサービスの提供、虐待の防止のための措置、事故発生時の対応等について文書による指導を行った。

6 虐待の事例

(1-4) 施設従事者等からの虐待〈児童系〉

ウ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける法人代表からの**身体的虐待**

- 被虐待者 … 10代、女兒、知的
- 通報者 … 近隣住民・知人

① 通報内容

事業所の前で、年配男性が利用者と思われる女兒を叩いており、女兒は泣いていた。

② 虐待の有無の判断

代表は女兒を叩いたことを認めており、痛いと感じる攻撃を身体に対して行うことをもって、児童に注意を促そうとする意図があったと考え、児童の行動を暴力で押さえつける目的があったことは明らかであり、身体的虐待と認定した。

③ 対応内容

監査の結果、法人に対し、虐待等の禁止、虐待の防止に向けた措置、事故発生時の対応、個別支援計画の作成等について勧告を行った。なお、障がい福祉課より警察通報を行った。

6 虐待の事例

(1-5) 施設従事者等からの虐待〈その他〉

ア 相談支援事業所における相談支援専門員からの性的虐待

- 被虐待者 … 40代、女性、身体障がい・精神障がい
- 通報者 … 警察

① 通報内容

利用者宅に来た職員からマッサージをされ、その際に服の中に手を入れられたり、股関節の付け根部分を触られた。

② 虐待の有無の判断

双方の主張について食い違いはあるものの、虐待者がマッサージと称して本人の下着の中に手を入れた行為は、社会通念に照らしてもわいせつ行為と言え、警察でも準強制わいせつ罪で送致する予定であることも踏まえ、通報のあった行為はわいせつな行為に該当することから、性的虐待と認定した。

③ 対応内容

法人に対しては、人権の擁護及び虐待防止に向けた取組(研修の実施、担当者の設置、マニュアル整備等)、管理者の能力向上のための措置、事故発生時の対応について、文書により指導を行った。

6 虐待の事例

(2) 刑事責任を問われた事例

ア 身体的虐待

- ・ 重度訪問介護事業所の職員が利用者を殴り死亡させたとして傷害致死容疑逮捕
- ・ 障害者支援施設で、職員が利用者を押倒し両足を持って引きずり回したとして傷害容疑で逮捕

イ 性的虐待

- ・ 障害児通所施設を利用する利用児童の胸を触ったとして、当該施設の職員が青少年健全育成条例違反の疑いで逮捕

6 虐待の事例

(3) 事例を検証した結果

障がい者虐待が起こる要因として・・・

ア 障がい者に関する知識不足

- ・ 養護者に重い負担がかかっている。
⇒ 行政や関係機関の早期介入による個別支援
- ・ 施設や事業所における障がい者の人格へ配慮が不足している。
⇒ 研修等の実施

イ 経験のみによる指導

- ・ 障がいの特性に応じた対応ができていない。
⇒ 障がい者一人ひとりの立場に立ったサービスの提供
- ・ 自分の経験が必ず正しいという誤った考えを持つ。
⇒ 客観的な判断

6 虐待の事例

(6) 事例を検証した結果

ウ コミュニケーションの不足（風通しの悪さ）

- 事案を組織の中で抱え込んでしまう(隠蔽)。⇒ 組織における虐待や事故発生時の対応についての徹底
- 些細なことを言い合うことができる雰囲気がない。⇒ 個々の職員において虐待の可能性について認識

最後に

- ◎ 障がい者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見・対応し、再発防止に努めることが重要です。
- ◎ 虐待が疑われる方に気づいた場合は、速やかに事実確認を行うとともに、市の通報窓口に通報してください（事業者においては、事故等発生状況報告書により、障がい福祉課にすみやかに報告してください）。
- ◎ 虐待について札幌市から問い合わせ等があった場合は、迅速かつ誠実な対応に努めてください。

付録：点検してみましよう！

- 施設の理念はしっかりと職員に共有されていますか
- 利用者への言葉遣いは適切ですか
- 子ども扱いはしていませんか
- 利用者のマイナス面や問題行動ばかりに目がいていませんか
- 利用者の「自己決定」を言い訳に使っていませんか
- 「見守り」を「見張り」と勘違いしていませんか
- トラブルがあった時の連絡体制や責任者は明確ですか
- 利用者の訴えにきちんと耳を傾けていますか
- 家族や外部の人がいつでも気軽に出入りできますか
- 障がい重いから少々不適切な対応は仕方がないと思っていないですか
- ヒヤリ・ハットについて、原因の検証はされていますか

(平成27年度北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修より)